SCOPE

未来への
羅針盤
スコープ

Mar. 2018
No.201
3月号

好評連載

徳田孝司の「月刊マルトク堂」
もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
「ぶらトク」新宿で脱出ゲームに挑戦！

大好評！

税務・税金の話
労務のみらい

特集

＼会社を守る／

社内不正の防ぎ方

～領収書や金券の周辺は危険がいっぱい～

CONTENTS

01-03
会社を守る、社内不正の防ぎ方

04 ●税金Q&A
人件費アップは節税になる

05 ●労務のみらい
障害者雇用促進法の改正について

06 ●税金
平成30年度税制改正大綱［小規模宅地等の特例の改正］

07 ●国際税務
平成30年度税制改正大綱［外国証券等の譲渡に係る消費税］

08 ●もう悩まない事業承継・M&A徹底解説
M&Aを活用した事業承継の進め方 株式譲渡契約書②

09 ●コラム
脈動するインバウンド市場

10 ●コラム
徳田孝司の
「月刊マルトク堂」

11 ぶらぶら徳田理事長と行く
「ぶらトク」

今月号のテーマ
「卒業の思い出」

今月の執筆者には、卒業にまつわる思い出についてコメントをいただいています。

「卒業の思い出」

STAFF

発行人
徳田孝司

編集総責任者
佐脇ゆかり

広報室
佐脇ゆかり
東方実菜子

編集長
表 純平（ラユニオン・パブリケーションズ）
編集
神 沙絵良（ラユニオン・パブリケーションズ）
亀井祐美子（ラユニオン・パブリケーションズ）
生出祐子（And-Fabfactory）
デザイン
片寄雄太（And-Fabfactory）
東方実菜子（辻・本郷 税理士法人）
撮影
吉永和志
ライター
浦田浩志
山崎美那子

イラスト
猫竹

編集 株式会社ラユニオン・パブリケーションズ
印刷所 株式会社三千和商工
配送 株式会社レーベル

◎SCOPEについてのお問い合わせ、ご意見は
辻・本郷 税理士法人
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6
JR新宿ミライナタワー28階
TEL：03-5323-3312 広報室
Mail：scope@ht-tax.or.jp

＼会社を守る／

社内不正の防ぎ方

その1 領収書・金券編

～領収書や金券の周辺は危険がいっぱい～

田中 弘先生の「税の勉強」シリーズ Vol.3

経営者が行うさまざまな施策。その中で、最も基本的でありながら後回しになりやすいもののひとつに、社内不正対策があります。場合によっては、利益を大きく押し下げ、会社の成長が鈍化。税務調査が入るレベルになると、社会的信用すら失ってしまいます。今回は、領収書や金券にまつわる社内不正の対策を特集します。

不正はカビのように蔓延し広がる

明るみに出る頃には、膨大な損害を出す社内不正も、その始まりは些細なものです。たとえば、ボールペンなどプライベートで使うものでも、「仕事に使うかも……」と領収書を受け取り、経理から代金をもらうケースがあります。得意先に行く際の交通費も、ちょっとならと水増しして請求。金額としては千円にも満たない「これぐらいならいいだろう」が、不正のスタート地点なのです。

不正の芽が出始めると、その後はどうなるでしょう。どんどん金額が大きくなり、手口も大胆に。中には、横領や着服レベルの犯罪に手を染める人も出てきます。こうなってしまうと、不正を隠すために、さらなる不正を行うようになり、歯止めが利かなくなっていきます。

社内不正が起こるのは経営者の責任

行う人が複数名いるだけで、経営に大きな影響を及ぼしてしまうのが社内不正。まず、会社の利益の圧迫が考えられます。その結果、社員の給与を上げることができず、資本を必要とする攻めの経営もしづらくなるでしょう。売掛金を回収した営業マンがそのお金を着服し、知らずに未回収と判断して取引先に二重の請求をしてしまうと、信用はガタ落ちです。さらには、税務調査で不正が見つかると、ブラックリストに載り、ずっと調査が入ることにもなりかねません。犯罪者を出してしまい、取引先を失うなど、経営そのものの維持が難しいところまで信用を失います。

私の知人の会計士が「不正は我が身から騙す」と言っていました。ゴルフで例えると、6打でそのホールを回ったけれども、誰も見ていないチョロがあった。5打とスコアブックに書いて、ラウンドを続行した。帰る頃には、チョロをして6打だったことを完全に忘れ、本気で5打だと思い込んでしまうと分析しています。つまり、自らの嘘を信じ込んでしまう。社内不正や粉飾決算も、これと同じ現象だと結論付けていました。

日本では、スピード違反に対してあまりうるさくありません。脱税や粉飾も、どこか似たような空気を感じます。思わずやってしまう機会があり、ペナルティも小さい。不正が起きにくい職場の環境をつくるのは経営者の役目。罪は社内不正を働いた人にありますが、全体の責任は経営者に帰結するものなのです。

田中 弘
神奈川大学名誉教授
辻・本郷 税理士法人顧問

北海道札幌市生まれ。早稲田大学の博士課程を修了後、愛知学院大学商学部講師・助教授・教授を経て、神奈川大学経済学部教授およびロンドン大学客員教授を歴任。専門は財務会計論、経営分析。
著書：会社データの読み方・活かし方（中央経済社）、新財務諸表論、複眼思考の会計学、経営分析を学ぶ（以上、税理経理協会）、等

不正のタネは社内の至るところに

不正が集中するのは「現金」と「在庫」ですが、今回は「現金」と、それに類するものについて解説します。それでは、具体的な事例を見てみましょう。

先ほどボールペンや交通費の水増しの例を出しましたが、このパターンは非常によく見かけます。公私混同してプライベートの支出を領収書で経費扱いにしてしまう、もしくは経費を水増しして請求する類いのものです。似たような例としては、公共交通機関の交通費を会社から支給されているにもかかわらずバイクや自転車を使って浮かせたり、店からもらった領収書の金額を変えて請求することも経費の水増しにあたります。

業種によっては、サンプルをたくさんつくり、営業ツールに活用する会社があります。取引先に持って行ったサンプルが余ったので、家に持ち帰って使ったり、知人にあげたりするパターンですね。もっと大胆になると、会社の備品を持ち帰って私物にし始めます。さらに症状が進行すると、経理の周囲に置かれている新幹線のチケットや収入印紙を持ち出して換金する人も出てきます。

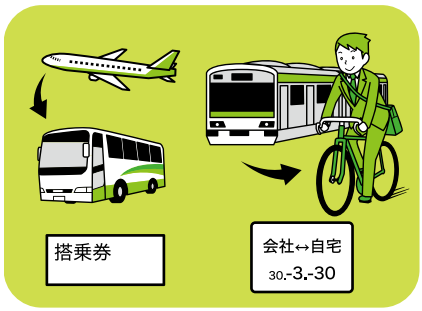

定期券や交通費のごまかし

飛行機代をもらって高速バスで行く、定期代をもらっているのに自転車やバイクで通うなど。

文具や備品の私的使用

会社の経費で購入した文具や、備品を自宅に持ち帰って使用するなど。

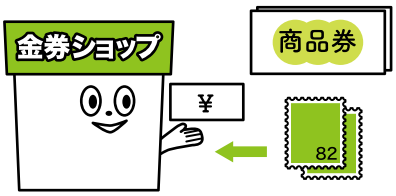

切手・印紙・商品券等を換金

切手や印紙、商品券などを金券ショップで換金するなど、「つい出来心で……」では許されない。

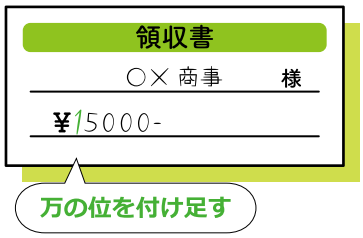

領収書の書き換え

私文書偽造罪にあたります。また、実際に経理に提出し金銭を得た場合は詐欺罪となります。

手書きの領収書は根本的に怪しい

以前と違い現在は、レジのボタンをひとつ押すだけで、プリントされた領収書が簡単に出力できます。そのような時代なのに手書きの領収書が経理に回ってくるのは、すでに不自然ではないでしょうか。もちろん、レジを導入するメリットがない小さな事業体や特定業種などは例外ですが、違和感を覚えたら、よく精査してみた方がよいかもしれません。明らかにプリントされた領収書を発行できそうな事業者が手書きをしている場合は、社員がわざわざリクエストしたと考えるのが普通です。そして、なぜ要求したかを考えると、結論はひとつしかありません。

カラの領収書については経営者様もよくご存じでしょうから解説は割愛しますが、領収書を使った不正は実にたくさんあります。金券ショップに行くと、大手企業の社印が捺印された領収書の束が売られていることがあります。また、ハンコ屋さんには「株式会社」以外の文字が判読しづらい社印が売られていることすらあります。その領収書の金額の頭に「1」が書き加えられていませんか？　筆圧や筆跡は、宛名・金額・但し書きで同一のものですか？

領収書を裏から透かして見ると、筆記者が異なる場合は、筆圧やインクの濃淡の違いが驚くほど簡単に発見できます。

最悪のケースは相棒と現金に手をつける

上記の不正は、明らかに犯罪です。その観点からすると、金券でも現金でも、悪事は悪事。ただ、人間の心情として、金券がただの紙だと勘違いしてしまうことはあるかもしれません。対して、現金を悪用する場合は、勘違いではなく確信犯。歯止めを失った人は、金庫の中のお金や回収した売掛金に手を出し始めます。「すぐに返すからいいじゃないか」「ちょっとだけだから」は理由になりません。ここまで来ると、ニュースでもよく見かける事態で、税務署も警察も巻きこんだ大騒ぎになってしまいます。

その発展形として、取引先を巻き込んだパターンもあります。仕入れてもいない商品を仕入れたことにして代金を支払わせ、仕入先の仲間と山分けをするのです。この規模になると、登場してくるのが相棒の存在。大がかりな不正は、社内や社外に必ず共謀者が存在します。

決算の時に分かっても手遅れ

このように、不正の種類は多岐にわたります。金額の多寡。現金か、換金できる金券か。公文書を偽造したり、水増し申告するものか。一人か、仲間がいるのか。さまざまな角度から分析できますが、いずれにせよ悪事を働く者は知恵を働かせているため、なかなか尻尾を出しません。

最終的におかしい数字が上がってきて、いつ、誰が、どのように、となって慌てるのです。経営者が行うべきことは、抑止力の発動とリスクの分散による予防が主なものとなります

犯人は見られることを嫌う

コンビニや書店を経営する人の悩みは万引きだそうです。その対策からか、最近は半球型の監視カメラを設置したり、棚を

もうひきかえせない

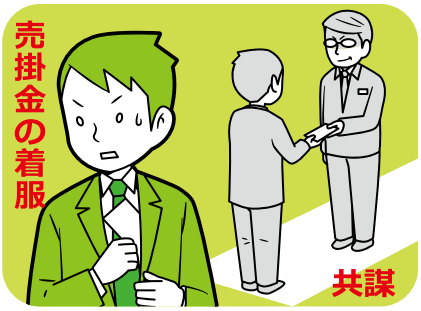

領収書の偽造

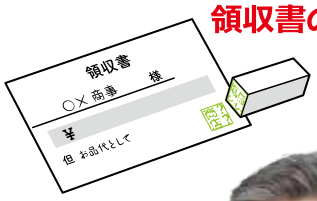

不正防止の取り組み例

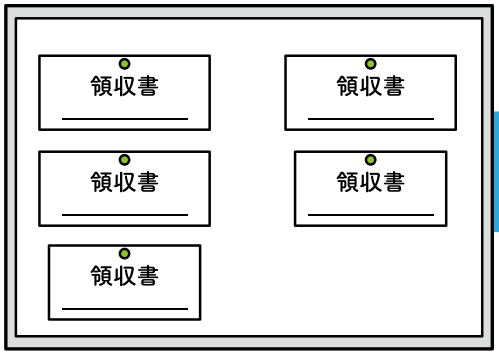

領収書を掲示板に貼り出す

経費精算書や領収書を掲示板に貼り出すと、「誰かにチェックされて指摘されるかも」と心理的な抑止力になります。

人の写真や目の写真を貼り出すだけでも

持ち出しされそうな金券や切手、印紙、備品などのある場所に子供の写真や目の写真を貼っただけでも効果があったという報告もあります。

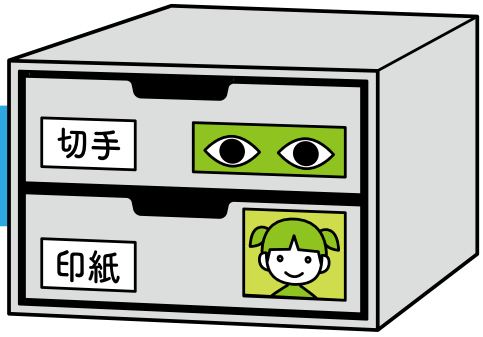

低くして見通しを良くしたりしています。社内対策も同様に、見通しをよくすることから始めましょう。

終業時に机の上に一切ものを置かないで帰るクリアデスク運動は、オフィスもきれいになり、隠れて悪事を行う場所が減ります。不必要なパーテーションも撤去すべきですね。不正を犯す人が最も嫌がるのは、見られているという感覚。その特性を活かした対策が、目線が合う写真を貼ることです。単純すぎて驚かれるかもしれませんが、多方面でその効果が実証されています。目の写真だけでも良いそうです。

同じ仕事を続けていると、権限が大きくなり、他のスタッフがチェックしづらくなります。また、顧客とも癒着の関係になることも考えられます。特に経理や在庫管理のような、現金や商品を管理する担当者は、定期的に変えるべきでしょう。

書類や領収書を分散し開示する

多くの会社の経理処理の方法にも問題があります。同じ取引の書類をまとめてステープラーで綴じ、段ボール箱で保存していませんか。不正を働く者からすると、これは完全に証拠が闇に葬られたようなものです。正しい対策法は、書類を会社中にばらまくこと。経理に一部、営業にも一部、在庫管理部署にも一部というようにすれば、見つかってしまう可能性が高まるため、犯人は安心できません。

領収書を経理の掲示板に貼り出すという手法を取った会社もあります。おかしなところがあれば気付く人もいますし、何よりそのアクション自体が抑止力になるでしょう。もし、トラックのドライバーが決まった人なら、お茶でもふるまって会話をすることも効果的です。「最近、倉庫によく行きますね」などの言葉が出てきたら要注意。配送する可能性がないところに在庫が移動していることを突き止められます。

カビのように蔓延する不正を撲滅するために

このように、起こってしまった社内不正は、即座に行った人と内容を確定できるものではありません。常日頃から、「利益を圧迫して会社の信用を失う」「とてつもなくリスクが高い行為」と伝える努力が必要です。その際には、すべて経営判断ですから社内からの重圧を受けることはありません。先の「掲示板に領収書を貼り出す」という例では、「会計事務所からの指導により」とアナウンスすれば、スムーズに導入できます。

着服、横領、私文書偽造等は言語道断ですが、公私混同やズルで片付けられてしまう不正行為も、将来的な広がりを考えると、まだ小さな芽のうちに摘み取っておくべきです。チェック体制があることを告知し、社員の心が傾かない環境を整えることこそ経営者の務め。おおよそ、会社を訪問した時に「おはようございます」「いらっしゃいませ」と、元気で大きな声のあいさつをする会社には、問題が少ないように感じます。経営者のあなたの施策ひとつで、将来起こるかもしれない会社の価値の下落を封じ込めることができます。

ぎもん・しつもん・お答えします

税金 Q&A

人件費アップは節税になる

Question

私は、資本金２千万円の菓子製造業を経営している３月決算法人の経営者です。
最近の人手不足や、人件費のアップで苦慮しています。来月は昇給月で労働環境を考えて相当程度の人件費アップを覚悟しています。
人件費アップした場合、法人税等の節税になると聞きましたが、制度の概要を教えてください。

Answer

ご質問は、「雇用者給与等支給額が増加した場合の法人税額の特別控除」のことです。「所得拡大促進税制」と呼ばれ「大法人」にも適用がありますが、質問者のような中小企業者等には、経済の好循環を強化するため、平成29年税制改正において、従来の税額控除額から一層の拡充が図られています。

具体的には、基準事業年度（質問者の場合平成24年4月1日～平成25年3月31日）において役員を除く雇用者に対する給与等の支給額と比較して、当該事業年度において雇用者に対する給与等の支給額が3%以上増加している場合に対象となります。多くの会社では平成24年と比較しての3%ですので該当するものと思われます。

昨年までは、雇用者給与等支給増加額の10%が法人税の税額から控除できる金額でしたが、平成29年4月1日以後に開始する事業年度から一定の要件を満たせば、最大で基準年度からの増加額の22%の法人税額を控除できるようになりました。（平成30年度税制改正において、平成30年4月1日以後に開始する事業年度からは、最大で前年度の給与総額から増加した金額の最大で25%の法人税の控除ができるようになる見込です）

一定の要件とは、継続雇用者に対する平均月額給与が前年度支給額より2%以上増加していることです。税額控除額は、雇用者給与等支給増加額×10%＋雇用者給与等支給額増加額のうち雇用者給与等支給額から比較雇用者給与等支給額を控除した金額に達するまでの金額×12%で最大増加額の22%となります。

ただし、控除できる法人税は、本来の法人税額の20%までが上限となり、当該事業年度に所得が少なく法人税等の負担が少ない場合には、所得拡大の効果が最大限に発揮できませんので、給与を上げ、かつ、利益を上げるように努めてください。

税金Q&Aでは皆さんの税金への疑問にお答えいたします。税務に関する質問をscope@ht-tax.or.jp までお寄せください。

「卒業の思い出」

「卒業」とは、業を卒す（終える）ということなのでしょうが、何一つ業を終えたという実感はありません。学校は卒業しましたが、何ひとつ達成感はありません。そうこうしているうちに生を終えることになるのでしょう。（小林）

ヒューマンリソースコラム

労務のみらい

～人は企業のプラットフォーム～

HUMAN RESOURCES

▲HR室　磯野由佳

改正障害者雇用促進法が施行されます。障害者雇用を通してよりよい職場環境づくりを。

内閣府が公表した「2017年版障害者白書」によると、精神障害者数が統計の公表後初めて身体障害者、知的障害者数を上回りました。また厚生労働省の発表によると、精神障害者の求職・就職者数は平成19年から比較し現在約3倍強となっています。今回の改正ポイントは精神障害者に関連する内容となっています。（平成30年4月1日施行）

改正点は以下の2点です。

1. 障害者雇用率のアップ

民間企業における雇用率は2.0%から2.2%に引き上げられます。

これまで50人以上の企業は1人以上の障害者を雇用しなければなりませんでしたが、45.5人以上の企業へと企業の範囲が広がります。より多くの企業が障害者を雇用することとなります。

2. 障害者雇用率算出基準に精神障害者が加わります

これまでは身体障害者、知的障害者のみでした。冒頭に記しましたように障害者の求人・就職者の多くが精神障害者です。障害者を雇用することは精神障害者を雇用することにつながります。

※施行後5年間は特例措置が設けられています。

事業主には障害者雇用について次のような責務があります。

「すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るように努めなければならない。」

今回の改正により、より多くの企業が障害者を雇用することが必要ですが、雇用すればいいというわけではありません。その受け皿の準備、ルール作り、周りの従業員の理解が求められます。仕事の用意だけでなく、企業には障害を持つ方たちの特性・得意を知り、労働環境に配慮し、適正な雇用管理を行い、障害者である労働者が「職業に従事する者としての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努め」られる職場環境づくりを求める内容となっています。

就業環境を整えることは、企業にとっても大きな負担となります。障害のある方々の就職や職場への定着をサポートする公的機関が地域には存在します。従業員の障害特性を踏まえた業務内容の決定や彼らへの接し方など、職場に適応してもらうための雇用管理について助言をもらうことができます。このようなサポート機関を利用しながら、すべての労働者にとって働きやすい環境づくりを進めていきたいものです。

（引用）
障害者雇用の促進等に関する法律　第4条、第5条
（参考）
ビジネスガイド　2017年9月号、2018年1月号
障害者雇用促進法の改正の概要（厚生労働省）
2017年版障害者白書

辻・本郷 税理士法人　HR室
（スタッフ30名）
辻・本郷 社会保険労務士法人
所在地：〒160-0022
東京都新宿区新宿4丁目1番6号
JR新宿ミライナタワー28階
TEL：03-5909-5708
支部：福岡、沖縄
主な業務：人事関係相談業務（就業規則の作成、人事制度構築）、労働・社会保険申請書類作成等の支援、給与計算など

「卒業の思い出」

成人式や卒業式といった記念日には、やはり着物を着たくなるのは日本の良い伝統ですね。洋服とは違う色彩感や、和の小物を合わせるのはとても楽しいです。かつては袴にブーツを合わせるのが流行り、しっかり私もその流れに乗りましたが、今はまた違うスタイルなのでしょうか。仕事の流行も敏感に感じ取って波に乗っていきたいものです。（磯野）

税金

Topic

平成30年度税制改正大綱（小規模宅地等の特例の改正：3年内家なき子）

平成30年度税制改正大綱によると、小規模宅地等の特例のうち特定居住用宅地等の特例の対象者である「3年内家なき子」の適用要件が見直される予定です。

森 真由美（もりまゆみ）　●渋谷相続センター　税理士

小規模宅地等の特例とは、被相続人の居住または事業の用に供されていた宅地について、相続税の課税価格を減額する特例ですが、居住または事業の継続への配慮という政策目的に沿わない使われ方があるという指摘が従前からされており、平成30年度の税制改正において、適用要件の見直しがされることになりました。

小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）

被相続人等の居住の用に供されていた宅地等で、要件を満たす者が取得した宅地等を「特定居住用宅地等」といい、相続税の計算上、土地の評価額を最大330㎡まで、80%減額することができます。

「3年内家なき子」の適用要件の改正

「要件を満たす者（下図）」のうち、いわゆる「3年内家なき子」については、相続人が持ち家である自宅を親族等に譲渡するなどして「持ち家に居住していない」という適用要件を満たすものとして申告するケースがありました。

例えば、母が亡くなる5年前に持ち家に住んでいた長男が、その持ち家を長男の子に売却した後、現在も住んでいるというようなケースです。

長男が母の住む実家の宅地を相続した場合に、その宅地の相続税評価額が8,000万円だとすると、小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）を適用して330㎡まで80%減額し、8,000万円－（8,000万円×80%）＝1,600万円となり、相続財産が6,400万円も圧縮されることになります。

しかし、このような適用は本来の小規模宅地等の特例の趣旨に沿うものではないとして問題視されていました。

そこで、今回の改正では次に該当する者が「3年内家なき子」から除外されることになりました。

1．相続開始前3年以内に、その者の3親等内の親族またはその者と特別の関係のある法人が有する国内にある家屋に居住したことがある者

2．相続開始時において居住の用に供していた家屋を過去に所有していたことがある者

この改正により、次のようなケースも適用対象から除外されることになります。

- 別居の子が持ち家に住んでいたため、子がその家を孫に贈与した後に、実家を相続するケース
- 別居の子が持ち家に住んでいたため、遺言で別居の子と同居している孫（持ち家なし）に実家を遺贈するケース

したがって、相続財産である家屋とは別に、実質的に居住用の不動産がすでに確保されているとみられる者については、3年内家なき子として小規模宅地等の特例を適用することができなくなることに留意が必要です。

※適用時期：この改正は平成30年4月1日以後開始する相続より適用となる予定です。

特定居住用宅地等を取得した者として「要件を満たす者」とは?

宅地等の取得者	適用要件
配偶者	要件なし（無条件に特定居住用宅地等に該当する）
同居親族	・被相続人と相続開始直前まで同居している親族であること ・申告期限までその宅地等を保有し、居住していること
生計一親族	・被相続人と生計を一にする親族であること ・申告期限までその宅地等を保有し、居住していること
3年内家なき子	・被相続人には配偶者および同居の親族がいないこと ・相続開始前3年以内にその相続人が所有する家屋、またはその相続人の配偶者が所有する家屋に居住していないこと ・申告期限までその宅地等を保有していること

「卒業の思い出」

娘が卒園式の数日前に水疱瘡にかかり、式に出席できるかどうかも危うい事態になりました。なんとか前日の夕方に登園許可をもらえ、卒園式には出席できましたが、前日まで幼稚園を休んでいたため、心の準備ができず、当日は出席できたことだけがただただ嬉しくて、あまり感動にひたる心境でなかったことが思い出されます。（森）

国際税務

Topic

平成30年度税制改正大綱（外国証券等の譲渡に係る消費税）

外国証券等を譲渡した場合における消費税の取り扱いの明確化についてご説明します。

工藤 和也（くどうかずや）　●法人国際部

平成30年度税制改正では、無券面の外国証券等の譲渡に係る消費税の内外判定につき明確化が図られることになります。

右記の「株券の発行がない株式の譲渡に係る内外判定（国税庁Q&Aより引用）」にあるように、無券面の外国証券等の譲渡が国内取引（非課税売上）となる場合には、課税売上割合が低下することにより、仕入税額控除が減少し、消費税の納付額が増加する可能性がありました。

平成30年度税制改正により、上場会社の株券等を廃止し株主等の権利の管理（発生、移転及び消滅）を機構及び証券会社等に開設された口座において電子的に行う「振替制度」を前提とし、「振替機関又はこれに類する外国の機関が取り扱う券面のない有価証券等」については、その振替機関等の所在地により判定することになります。それ以外の有価証券等については「当該有価証券等に係る法人の本店、主たる事務所その他これらに準ずるものの所在地」により判定することになります。

そのため「振替機関又はこれに類する外国の機関が取り扱う券面のない有価証券等」の売却で、かつ、「振替機関等が国外」にある場合には、消費税計算上、国外取引（不課税）となりますので、改正後の消費税区分の取り扱いにご注意いただければ幸いです。

株券の発行がない株式の譲渡に係る内外判定

【照会要旨】

この度、当社の出資先である外国法人Aの株式を内国法人Bに譲渡することとしましたが、外国法人Aは株券を発行していないため、当社はその株券を有していません。

この場合の株式の譲渡は国内取引に該当するものとして、その譲渡対価を課税売上割合の計算上分母の金額に含める必要があるのでしょうか。

【回答要旨】

株券の発行がない株式は、消費税法施行令第9条第1項第1号で有価証券に類するものとされています。

有価証券の譲渡又は貸付けに係る内外判定は、その譲渡又は貸付けが行われる時においてその有価証券が所在していた場所により判定することとされています（令6①九イ）。

しかし、株券の発行がない株式については、有価証券そのものではなく、また、その所在場所がないことから、消費税法施行令第6条第1項第9号イの規定で国内取引かどうかを判定することはできません。

このため、株券の発行がない株式については、消費税法施行令第6条第1項第10号《資産の所在場所が明らかでないものの内外判定》の規定により、その譲渡又は貸付けを行う者の当該譲渡又は貸付けに係る事務所等の所在地により内外判定を行うこととなります。

したがって、株券の発行がない株式の譲渡に係る事務所等の所在地が国内であれば国内取引に該当し、その譲渡対価の5%を課税売上割合の計算上分母の金額に含める必要があります。

（国税庁ホームページより）

詳しくは法人国際部までお問い合わせください。　● TEL：03-5323-3537　mail：tp@ht-tax.or.jp

「卒業の思い出」

卒業といえば別れの季節であるとともに、次の新しい出会いでもあります。私自身、これまでたくさんのいい出会い（友人、同僚、上司、お客様等）を通じて、ここまでくることができました。これまでを振り返ると、本当に恵まれていたなと感じます。今度は、私がいい影響を与えられるような人間に努力し成長していければと思います。（工藤）

もう悩まない
事業承継・M&A
徹底解説

M&Aを活用した事業承継の進め方
株式譲渡契約書②

辻・本郷 ビジネスコンサルティング株式会社　代表取締役　社長　荒井 洋一

前回に続き「株式譲渡契約書」の構造と論点を紹介致します。今回は契約書を締結してから実際に決済が行われる日（クロージング日）までの義務、クロージングした後の義務等をご紹介致します。

（5）クロージング前の義務

非上場会社の株式には一般的には株式譲渡制限が掛けられております。このため、株式譲渡を実行するために売り手側で譲渡承認機関の承認手続きを行う必要があります。取締役会設置会社においては取締役会、取締役会非設置会社においては株主総会が一般的な譲渡承認機関となっておりますので、前者の場合、取締役会による譲渡の決議、後者の場合は株主総会による譲渡の決議を行う必要があります。買い手にとっては株式譲渡が実行できるように社内手続きを行うことや独占禁止法の届出義務が生じる場合、公正取引委員会へ届出を行うことなどが規定されます。また、買い手が実施したデューデリジェンス（会社の人間ドック）において譲渡対象会社に対し、クロージング日までに改善措置を講じてほしい事項が発見された場合には売り手がクロージング前に履行すべき義務として規定されることが多いです。

（6）クロージング後の義務

前回ご説明した表明保証同様にM&Aにおいては決済した後も売り手･買い手双方に義務が発生します。こちらを規定するのが「クロージング後の義務」条項です。

一般的には売り手側には

- ･一定期間の競業避止義務
- ･役員・従業員の引き抜き禁止義務など

買い手側には

- ･対象会社の従業員の継続雇用義務
- ･売り手が金融機関等に行った債務の保証の解除義務など

が規定されることが多くなっています。

売り手オーナーにとって従業員の継続雇用や債務保証の解消は重要な条項と言えます。

（7）補償･損害賠償

売り手や買い手が、前回ご説明した表明保証に違反した場合や上記(5)、(6)の株式譲渡契約上の義務に違反した場合に相手方が被った損害を賠償することが規定されます。売買対象が企業ということもあり、個人で膨大な額を賠償することは難しいケースが多く、賠償額の上限を譲渡対価の一定割合などに定めることや、軽微な係争を減らすために1件当たりの損害額の下限を定めることもあります。

（8）解除

表明保証や義務に対する違反があり、クロージングまでの前提条件が満たされない場合、クロージング日までに契約を解除することができるように規定されます。一方で一般的にはクロージング後は売り手、買い手双方ともに解除できないように規定されます。なぜならば、不動産などとは異なり、企業は日々の事業活動の中で状況が変わるため、クロージング日の現状に回復することが困難であるからです。

事業承継型のM&Aが増えるにつれて買い手側の企業規模が大きく、損害賠償の上限が必要以上に高い契約書など売り手側に著しく不利な契約書が押し付けられているケースも多く見受けられます。

こういった事態を避けるためにも弁護士や身近な会計事務所の担当者などに相談することが重要となります。

「卒業の思い出」

学生時代から野球を続けてきて、社会人になってからも草野球チームに所属していました。ホームランが打てなくなったら引退しようと自分で決めていて、ついに6年前にオーバーフェンスができなくなり野球を卒業しました。昨今野球人気が低迷しテレビでも放送が少なくなり寂しい限りです。（荒井）

●連載　— ラユニオン・パブリケーションズ スペシャルレポート —

Column

脈動するインバウンド市場 vol.22

過去最高を更新した2017年の訪日客数

2017年の訪日外国人客数は2,869万1千人となり、前年の2,403万9千人から465万人以上伸ばし、過去最高となりました。主要な国、地域からの訪日客数はほぼ全てのエリアで増加（＝過去最高数）となりました。

上位6各国・地域で全体の82％

訪日外国人客数が多い国地域は、中国、韓国、台湾、香港で、4ヵ国・地域の合計で2,129万2千人、全体の74.2%を占めるなど、大きな存在感を見せました。特に、2016年の熊本地震の影響で、九州への訪日客が想定ほど伸びなかった韓国は、714万人（前年比40.3%増＝約205万人増）と大きく増え、初めて訪日客数が700万人を超えました。また、中国も735万6千人（15.4%増＝約98万人増）で、同じく初めて700万人を超えました。これに台湾の456万4千人（9.5%増）、香港の223万1千人（21.3%増）が続きます。

この主要4ヵ国・地域に、米国の137万5千人（10.6%増）とタイの98万7千人（9.5%増）の2ヵ国を加えた上位6ヵ国で全体の82%、2,365万4千人を占めます。（ここに7位の豪州を加えると2,414万9千人と、上位7ヵ国・地域の合計で2016年の訪日客数の合計を超えます）

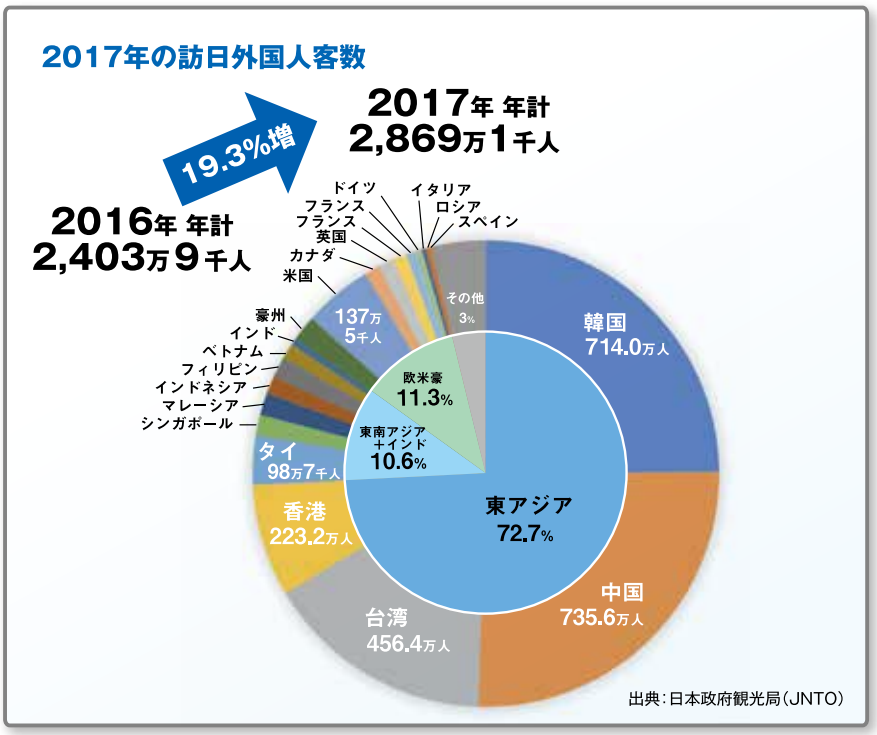

差がつき始めた各国の伸率

2016年はロシア以外の主要国・地域で前年比が12.7～32.1%増となり、全面増の様相でしたが、2017年は伸率が一桁の国から40%増超えまで、バラツキの多い印象です。先に紹介した韓国と、年初にビザの要件緩和をしたロシアからの訪日観光客数が40.8%増と最大の伸率を見せ、7万7千人と2008年以来の過去最高人数を記録しました。その他の国では、インドネシアが2016年に引き続き３０％を超える伸率を見せ35万2千人、ベトナムも32.1%増の30万8千人、21.9%増となったフィリピンが42万4千人と大きく伸びました。

それ以外の主要国は5.5～11%増の伸率にとどまるなど、2015年、2016年の伸率と比較すると大人しい印象でした。とはいえ、全ての主要国・地域からの訪日客数で過去最高数を記録し、2020年の目標である「年間訪日外国客数4,000万人」へ向けて、はずみのつく結果だったのではないでしょうか？

ただ、執筆している時点では、米国に端を発した株の全面安が起きており、為替の変動や、先行き不安から旅行マインドが冷え込む恐れがあり、また施行は来年1月からの予定ですが、出国する際に1人あたり1000円を徴収する「国際観光旅客税」の導入が決まるなど、追い風ばかりとは言えない気配もあります。

訪日観光客が利用できる免税制度の免税枠の拡大やビザの更なる緩和による利便性の向上等で、どれだけ伸ばしていけるのか、2018～2019年は正念場と言えそうです。

●お問い合わせ先／株式会社ラユニオン・パブリケーションズ　☎03-3234-9280　URL:http://lunion.jp/
訪日外国人観光客向けのWebサイトや印刷物など、多言語の制作を得意とする編集プロダクション。
主な制作事例は日本政府観光局（JNTO）や各自治体、交通事業者など。

vol.18

徳田孝司の「月刊トク堂」

#18 新「納税猶予制度」がスタート

～やはり「猶予」はくせ者？～

1. 税金ゼロの拡充改正

平成30年1月1日以後の相続・贈与より、株式の承継にかかる新「納税猶予制度」がスタートします（本年3月、法案国会通過予定）。内容の骨子は下表の通りですが、従前のものと比較すると、ずいぶん思い切った改正となっています。特に納税猶予の税額が、負担額の最大53％相当額から100％となることで、「税金ゼロ」となるインパクトは大きいと思われます。

2. デメリットは、やっぱり「猶予」
平成39年12月までの時限措置

「税金ゼロ」のメリットは大きいのですが、あくまで猶予されたものであるため、次のようなデメリットがあります。

- 後継者が、将来株式を売却したり、廃業したりした際には、株式評価の再計算はできるものの、後継者に税金を押し付ける形で顕在化してしまう
- 税金ゼロにより、従前以上に猶予税額が大きくなるため、顕在化した際の税金負担が大きい
- 猶予を継続しようとすると、次の世代においては現在の「納税猶予制度」を採用する必要がある（新「納税猶予制度」は10年の時限措置のため）

様々なリスクが伴う経営において、猶予税額も明らかに潜在リスクといえます。

猶予税額をいかに顕在化しないようにするか、そして経営のコントロール下においておくかが、とても大事なことになります。

3. あらためて、事業承継対策を検討

新「納税猶予制度」が、今後の事業承継対策の柱のひとつになる可能性は大いにあります。ただし、「猶予」制度の下、後継者に潜在的なリスクを負わせるのも事実です。様々な対策の中で、後継者とも十分に意思疎通を図りながら、納得のいく対策を実行していただければと存じます。

徳田孝司

新旧比較表

項目	現在の納税猶予制度	「新」納税猶予制度
対象株数の上限	3分の2	3分の3
猶予割合	80%	100%
最大猶予税額	53%	100%
雇用条件	5年間平均80%の維持	特になし
後継者	1人に限定	3人まで可能（ただし、代表者に限る）
株式の売却・会社廃業	猶予税額の納付	株式を再評価した上で納付
適用期限	特になし	平成39年12月31日まで

「卒業の思い出」

高校時代の３年間、無遅刻無欠席でした。無病息災でとてもいいことですが、それしか取り柄がなさそうでとても恥ずかしかったのを思い出します。卒業式の時、皆勤賞は私も含め3人いたと思いますが、ほかに誰がいたかも思い出せません。（徳田）

ぶらぶら徳田理事長と行く

ぶらトク

#023 歌舞伎町でリアル潜入・脱出ゲームを体験の巻

撮影協力:東京ミステリーサーカス
東京都新宿区歌舞伎町1-27-5 APMビル
TEL:03-6273-8641(SCRAP) https://mysterycircus.jp/
2017年12月、新宿・歌舞伎町にオープンした「謎」のテーマパーク。密室からの脱出、潜入や捜査など謎に満ちた物語を主人公になって体験できる。※衣装のレンタルはしていません。

今回のパートナー

東京中央事務所
所長
佐藤 正太さん

丸の内ど真中のオフィスで12人の部下を束ねる若き所長。プレイング・マネジャーに徹するが身上。

手に汗握る潜入&大脱出

謎解きは不得意だから挑戦してみたかったと、東京中央事務所所長の佐藤さん。心強い相棒にと見込んで理事長をお誘いし、謎解きのテーマパーク「東京ミステリーサーカス」にやってきました。

二人が志願したのは敵のアジトに潜入し、30分以内に最終兵器を破壊するというハードなミッション。物陰に潜んでじわじわ潜入したものの、敵の警備兵の鋭い声に思わずビクッ。もう一息の所まで迫りましたが、惜しくもタイムアップで失敗してしまいました。

続いて挑戦したのは「ある刑務所からの脱出」。牢獄からわずか10分の間に、いくつもの謎を解いて脱獄しなければなりません。刻一刻と時間が迫ります。カウントダウン寸前に、なんとか鍵を発見、無事生還です。

難易度の高い脱出ゲームの中には成功率が10%と、税理士試験の合格率と同程度のものもあるとか。「ひらめきと論理的な思考力が効くのも同じだね」と、知恵と体力を使ったアトラクションに充実した二人でした。

ゲームとわかっていても本気になりました!

★★★=大満足、プライベートでも行こうかな!
★★=面白かったよ、機会があったらまた挑戦しよう。
★=「……」

オフショットが見られる、ぶらトクFacebookはこちら。

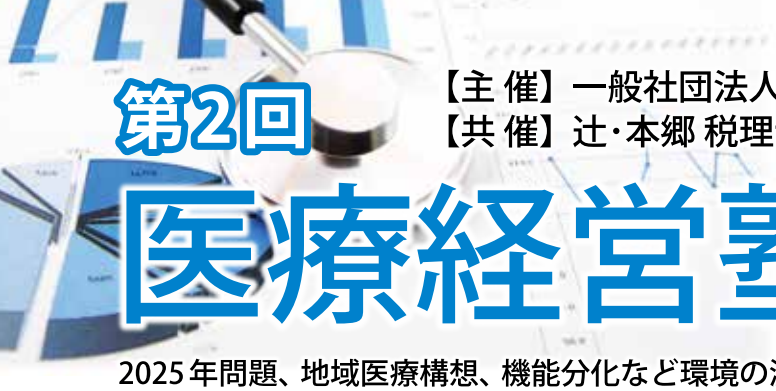

【主 催】一般社団法人 非営利法人支援協会
【共 催】辻・本郷 税理士法人

参加費 無料

第2回 医療経営塾

強くてしなやかな医療経営のチャート

2025年問題、地域医療構想、機能分化など環境の激変を捉え、的確な経営戦略構築とその準備のために現役厚労省官僚と経営コンサルタントが最新の情報を提供いたします。

第一部 医療・介護をめぐる最近の動向 ～地域包括ケアの深化～

- **地域包括ケアシステムの推進に向けて**
  ～地域医療構想の推進と介護保険制度の改正・介護医療院の創設～
- **安心して医療にかかることができる地域の医療提供体制の確保に向けて**
  ～医師偏在対策の更なる展開と医師働き方改革の議論～
- **診療報酬と介護報酬の同時改定について**

第二部 同時改定からわかる失敗しない経営の舵取り

- **前回の改定との比較でみる経営の勘所** ～強化してゆくことと見直すこと～
- **キャッシュフローの更なる強化** ～「連携力」「営業力」「アピール力」～
- **2025年以降の医療介護の景色** ～中長期的な目線での対応と準備～

開催地	開催日	会　場	講 師（第1部）	講 師（第2部）
仙　台	4月7日(土) 13:30~16:40（受付13:00~）	TKP ガーデンシティ仙台 宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1 Tel.022-200-2611	厚生労働省 大臣官房審議官 （医政、精神保健医療、災害対策担当） 椎葉 茂樹 氏	辻・本郷 税理士法人 恒吉 弘基
名古屋	4月14日(土) 13:30~16:40（受付13:00~）	名古屋ガーデンパレス 愛知県名古屋市中区錦 3-11-13 Tel.052-957-1022	厚生労働省 保険局 医療介護連携政策課長 黒田 秀郎 氏	
大　阪	4月21日(土) 13:30~16:40（受付13:00~）	シティプラザ大阪ホテル 大阪府大阪市中央区本町橋 2-31 Tel.06-6947-7888	厚生労働省 大臣官房審議官 （医療介護連携担当） 伊原 和人 氏	
福　岡	5月12日(土) 13:30~16:40（受付13:00~）	TKP ガーデンシティ天神 福岡県福岡市中央区天神 2-14-8 福岡天神センタービル8F Tel.092-720-8003	厚生労働省 大臣官房審議官 （老健担当） 谷内 繁 氏	
東　京	5月19日(土) 14:00~16:50（受付13:30~）	ステーションコンファレンス東京 東京都千代田区丸の内 1-7-12 サピアタワー 4~6F Tel.03-6888-8080	厚生労働省 医政局 総務課長 榎本 健太郎 氏	

■ **定 員：各会場 80名**

※受付時間は開始30分前からになります。 ※講師及び講演内容については、諸事情により一部変更になることもございます。
※事前にお申し込みの上ご参加ください。定員となり次第、締め切らせていただきます。

WEBサイトからも
お申し込みいただけます

お申し込み
お問い合わせ

0120-016-705

辻・本郷 税理士法人 ヘルスケア事業部
【受付時間】9：00 ～ 17：30
※土日・祝日・年末年始除く

一般社団法人 非営利法人支援協会

辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー 28階

辻・本郷 税理士法人

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL 03-5323-3301（代表） FAX 03-5323-3302

札幌事務所	〒060-0002 北海道札幌市中央区北二条西4-1 北海道ビル7階 TEL.011-272-1031 FAX.011-272-1032
青森事務所	〒030-0861 青森県青森市長島2-13-1 AQUA青森スクエアビル4階 TEL.017-777-8581 FAX.017-721-6781
八戸事務所	〒031-0072 青森県八戸市城下4-25-5 TEL.0178-45-1131 FAX.0178-45-5160
秋田事務所	〒010-0954 秋田県秋田市山王沼田町6-34 TEL.018-862-3019 FAX.018-862-3944
久慈事務所	〒028-0064 岩手県久慈市八日町2-8 中野ビル2階 TEL.0194-53-1185 FAX.0194-53-1330
盛岡事務所	〒020-0021 岩手県盛岡市中央通2-11-18 明治中央通ビル5階 TEL.019-604-6868 FAX.019-604-6866
遠野事務所	〒028-0541 岩手県遠野市松崎町白岩16地割31-8 TEL.0198-63-1313 FAX.0198-63-1317
一関事務所	〒021-0893 岩手県一関市地主町6 - 1 TEL.0191-21-1186 FAX.0191-26-1665
仙台事務所	〒980-0021 宮城県仙台市青葉区中央3-2-1 青葉通プラザ2階 TEL.022-263-7741 FAX.022-263-7742
福島事務所	〒960-8114 福島県福島市松浪町4-23 同仁社ビル4階 TEL.024-534-7789 FAX.024-534-7793
郡山事務所	〒963-8002 福島県郡山市駅前1-15-6 明治安田生命郡山ビル5階 TEL.024-927-0881 FAX.024-927-0882
新潟事務所	〒950-0087 新潟県新潟市中央区東大通2-3-28 パーク新潟東大通ビル5階 TEL.025-255-5022 FAX.025-248-9177
上越事務所	〒943-0892 新潟県上越市寺町3-8-8 TEL.025-524-3239 FAX.025-524-3187
水戸事務所	〒310-0903 茨城県水戸市堀町1163-7 TEL.029-252-7775 FAX.029-254-7094
館林事務所	〒374-0024 群馬県館林市本町2-5-48 マルゼンビル6階 TEL.0276-76-2011 FAX.0276-76-2012
深谷事務所	〒366-0052 埼玉県深谷市上柴町西4-17-3 TEL.048-571-4619 FAX.048-571-8158
大宮事務所	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5 ソニックシティビル18階 TEL.048-650-5211 FAX.048-650-5212
越谷事務所	〒343-0808 埼玉県越谷市赤山本町2-11 ブランドール雅II 202号 TEL.048-960-1751 FAX.048-960-1752
川口東事務所	〒332-0012 埼玉県川口市本町4-1-8 川口センタービル6階 TEL.048-227-1260 FAX.048-227-1261
柏 事 務 所	〒277-0023 千葉県柏市中央1-1-1 ちばぎん柏ビル4階 TEL.047-165-8801 FAX.047-165-8802
松戸事務所	〒271-0092 千葉県松戸市松戸1292-1 シティハイツ松戸205号 TEL.047-331-7781 FAX.047-331-7786
船橋事務所	〒273-0005 千葉県船橋市本町4-40-23 SADOYA SOUTHERN TERRACE 6階 TEL.047-460-0107 FAX.047-460-0108
西新井事務所	〒123-0842 東京都足立区栗原3-10-19-307 TEL.03-3848-3767 FAX.03-3848-3791
東京中央事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-2-3 丸の内仲通りビル7階 TEL.03-6212-5801 FAX.03-6212-5802
東京丸の内事務所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内1-9-1 丸の内中央ビル10階 TEL:03-6212-2830 FAX:050-3730-6208
芝 事 務 所	〒105-0014 東京都港区芝3-5-7 カレッタ芝3階 TEL.03-6435-1711 FAX.03-6435-2245
神田事務所	〒101-0047 東京都千代田区内神田3-20-3 小鍛冶ビル8階 TEL.03-5289-0818 FAX.03-5289-0819
池袋事務所	〒171-0021 東京都豊島区西池袋1-7-7 東京西池袋ビルディング12階 TEL.03-5396-7491 FAX.03-5396-7492
新宿ミライナタワー事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階 TEL.03-5323-3301（代表） FAX.03-5323-3302
新宿アルタ事務所	〒160-0022 東京都新宿区新宿3-32-10 松井ビル8階 TEL.03-5919-2680 FAX.03-5919-2670
代々木事務所	〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-4 全理連ビル5階 TEL.03-5333-1545 FAX.03-5333-1546

渋谷事務所	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷2-15-1 渋谷クロスタワー13階 TEL.03-6418-6761 FAX.03-6418-6762
品川事務所	〒108-0074 東京都港区高輪3-26-33 京急第10ビル3階 TEL.03-5791-5731 FAX.03-5791-5732
吉祥寺事務所	〒180-0004 東京都武蔵野市吉祥寺本町1-14-5 吉祥寺本町ビル7階 TEL.0422-28-5515 FAX.0422-28-5516
東大和事務所	〒207-0031 東京都東大和市奈良橋5-775 TEL.042-565-1564 FAX.042-563-0189
立川事務所	〒190-0012 東京都立川市曙町2-38-5 立川ビジネスセンタービル10階 TEL.042-548-1841 FAX.042-548-1842
町田事務所	〒194-0021 東京都町田市中町1-1-16 東京建物町田ビル9階 TEL.042-710-6920 FAX.042-710-6921
横浜事務所	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-11 NMF横浜西口ビル4階 TEL.045-328-1557 FAX.045-328-1558
大和事務所	〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-8-16 TEL.046-262-8332 FAX.046-262-5650
湘南事務所	〒251-0055 神奈川県藤沢市南藤沢4-3 日本生命南藤沢ビル4階 TEL.0466-55-0012 FAX.0466-55-0032
小田原事務所	〒250-0011 神奈川県小田原市栄町1-8-1 Y&Yビル6階 TEL.0465-40-2100 FAX:0465-40-2101
甲府事務所	〒400-0046 山梨県甲府市下石田2-5-9 TEL.055-228-5722 FAX.055-228-5723
甲府中央事務所	〒400-0845 山梨県甲府市上今井町684-6 TEL.055-241-7522 FAX.055-241-7578
大月事務所	〒401-0301 山梨県南都留郡富士河口湖町船津642-4 TEL.0555-72-0505 FAX.0555-72-0905
伊東事務所	〒414-0002 静岡県伊東市湯川1-3-3 上條ビル5階 TEL.0557-37-6706 FAX.0557-37-8988
豊橋事務所	〒440-0086 愛知県豊橋市下地町字長池13番地 TEL.0532-54-3000 FAX.0532-54-3002
名古屋事務所	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-2-29 名古屋広小路プレイス5階 TEL.052-269-0712 FAX.052-269-0713
四日市事務所	〒510-0822 三重県四日市市芝田1-3-23 TEL.059-352-7622 FAX.059-351-2988
京都事務所	〒600-8009 京都府京都市下京区四条通室町東入函谷鉾町79番地 ヤサカ四条烏丸ビル6階 TEL.075-255-2538 FAX.075-255-2539
豊中事務所	〒560-0021 大阪府豊中市本町1-1-1 豊中阪急ビル6階 TEL.06-4865-3340 FAX.06-4865-3341
大阪事務所	〒541-0045 大阪府大阪市中央区道修町4-6-5 淀屋橋サウスビル6階 TEL.06-6227-0011 FAX.06-6227-0063
堺 事 務 所	〒590-0985 大阪府堺市堺区戎島町3-22-1 南海堺駅ビル412号 TEL.072-224-1006 FAX.072-224-1007
神戸事務所	〒651-0087 兵庫県神戸市中央区御幸通6-1-10 オリックス神戸三宮ビル10階 TEL.078-261-0101 FAX.078-261-0120
岡山事務所	〒700-0815 岡山県岡山市北区野田屋町1-1-15 岡山桃太郎大通りビル7階 TEL.086-226-8555 FAX.086-226-8556
広島事務所	〒730-0051 広島県広島市中区大手町2-11-2 グランドビル大手町9階 TEL.082-553-8220 FAX.082-553-8221
松山事務所	〒790-0011 愛媛県松山市千舟町6-5-10 TEL.089-945-3560 FAX.089-945-3385
北九州事務所	〒802-0003 福岡県北九州市小倉北区米町1-2-26 日幸北九州ビル4階 TEL.093-512-5760 FAX.093-512-5761
福岡事務所	〒812-0012 福岡県福岡市博多区博多駅中央街8-1 JRJP博多ビル8階 TEL.092-477-2380 FAX.092-477-2381
大分事務所	〒870-0035 大分県大分市中央町1-1-3 朝日生命大分ビル4階 TEL.097-532-2748 FAX.097-538-7006
延岡事務所	〒882-0823 宮崎県延岡市中町1-2-8 和光中町ビル（旧第一生命ビル） TEL.0982-22-3570 FAX.0982-31-2789
沖縄事務所	〒900-0029 沖縄県那覇市旭町1-9 カフーナ旭橋B街区ビル 1階 TEL.098-941-3230 FAX.098-941-3231

編集後記

初めまして、編集アシスタントとして1月号から参加している亀井です。今月号のぶらトクでは、出来たてホヤホヤ・話題のスポット「東京ミステリーサーカス」にお邪魔しました。謎解き・潜入という、普段の生活では無縁の世界観にドキドキハラハラ！　スタッフの立場でもつい惹き込まれてしまいました。また、ゲームのポイントとなる発想の転換や閃きは、普段から鍛えておくのがよいと改めて感じました。（亀井）

SCOPE Mar.2018 No.201 3月号
平成30年3月1日発行
発行／辻・本郷 税理士法人

〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL:03-5323-3301(代表) FAX:03-5323-3302 http://www.ht-tax.or.jp

辻・本郷 税理士法人

事業承継センター主催セミナー

参加費無料

大きく変わる事業承継

事業承継やるなら今！

- 自社株の贈与税・相続税が実質無税に!?
- 複数の後継者にも承継可能!?
- 雇用要件を満たさなくても事実上猶予できる!?
- M＆A、廃業時も要件緩和!?

革命的！でも万能ではない！

- 納税猶予と併せて行うべき対策は？
- 納税猶予が適用できない場合は？
- 従来の対策は無意味？
- 辻・本郷ができること

開催地	開催日	会　場	講　師
東　京	3月20日(火)	ベルサール六本木グランドコンファレンスセンター 東京都港区六本木 3-2-1 住友不動産六本木グランドタワー 9 階	楮原 達也
名古屋	3月22日(木)	TKP ガーデンシティ栄駅前 愛知県名古屋市中区栄 4-2-29 名古屋広小路プレイス 6 階	布目 圭
仙　台	3月23日(金)	TKP ガーデンシティ仙台 宮城県仙台市青葉区中央 1-3-1　アエル３０F	松浦 真義
八　戸	3月27日(火)	八戸プラザホテル 青森県八戸市柏崎 1-6-6	村崎 一貴
福　岡	3月28日(水)	ソラリア西鉄ホテル 福岡県福岡市中央区天神 2-2-43	二ノ宮 伸幸
盛　岡	3月28日(水)	ホテルルイズ 岩手県盛岡市盛岡駅前通 7-15	村崎 一貴
大　阪	3月29日(木)	淀屋橋サウスビル 8 階会議室 大阪府大阪市中央区道修町 4-6-5	村崎 一貴

■ 各会場 開催時間 14：00 ～ 16：00（受付 13：30 ～）

お申し込み＆お問い合わせ 0120-730-706 【受付時間】9：00 ～ 17：30 ※土日・祝日・年末年始除く

※ 事前にお申し込みの上ご参加ください。各会場とも定員となり次第、締め切りとさせていただきます。

辻・本郷 税理士法人
HONGO TSUJI TAX & CONSULTING

http://www.ht-tax.or.jp 辻・本郷 検索